

## 大垣市都市景観条例改正（素案）について

大垣市都市計画課

## 1. 趣旨

本市においては、平成 9 年度に大垣市都市景観基本計画を策定、平成 10 年に大垣市都市景観条例を施行し、市民に理解と協力を得ながら、市独自の景観行政を推進してきましたが、平成 18 年 3 月の合併や景観法に基づく景観行政団体となったことを契機に、法に基づく景観計画の策定を平成 19・20 年度で行っております。

大垣市景観計画（素案）に係る大垣市都市景観審議会や大垣市都市計画審議会からの答申や、パブリック・コメント等の意見をふまえて、計画を推進するにあたり、景観計画の中で法が条例に委任する事項と、新設した事項、従来の自主条例による独自制度を継承し、新たな大垣市景観条例として改正を行うものです。

## 2. 主な改正内容

## (1) 条例の名称を変更

「大垣市都市景観条例」の名称を「大垣市景観条例」に変更します。

## (2) 景観計画に関する条項を新設

① 景観の形成に関する基本的な方向を明らかにする計画

現行の大垣市都市景観基本計画を見直し、景観法に基づく大垣市景観計画を策定していることに伴い、条例の根拠となる計画は大垣市景観計画となります。

② 景観形成モデル地域制度の新設

現行の条例に規定されている、地域指定による景観形成の手法である「景観形成重点地域制度」に加え、地域住民等からの提案に基づく地域指定の手法である「景観形成モデル地域制度」を新たに設けます。

③ 景観計画区域内における届出対象行為及び範囲

現行の条例に規定されている、大規模な建築物等の新築等についての届出制度を、景観法に基づく行為の制限として、景観計画区域内における行為の届出制度に改めます。

また、届出対象となる行為を新規に追加し、現行の届出対象範囲についても要件を拡大します。

▽景観計画区域内（景観形成重点地域及び景観形成モデル地域を除く）における届出対象行為及び範囲

項目	現行条例		改正条例（素案）
	市街化区域	市街化調整区域	景観計画区域
建築物 高さ	20m 超	15m 超	15m 超
// 延床面積	3,000 m <sup>2</sup> 以上	1,500 m <sup>2</sup> 以上	1,500 m <sup>2</sup> 以上
工作物	20m 超	20m 超	15m 超
土地形質の変更	—	—	3,000 m <sup>2</sup> 以上
堆 積	—	—	500 m <sup>2</sup> 以上
木竹の伐採	—	—	3,000 m <sup>2</sup> 以上

▽景観形成重点地域における届出対象行為及び範囲

項目	現行条例		改正条例（素案）
	市街化区域	市街化調整区域	景観形成重点地域
建築物 高さ	—	—	—
// 延床面積	10 m <sup>2</sup> 超	10 m <sup>2</sup> 超	10 m <sup>2</sup> 超
工作物	すべて	すべて	すべて
土地形質の変更	—	—	1,000 m <sup>2</sup> 以上
堆 積	—	—	300 m <sup>2</sup> 以上
木竹の伐採	—	—	1,000 m <sup>2</sup> 以上

④景観計画区域内における届出への対応

③の届出があった場合、その届出に係る行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認めるときは、設計の変更やその他必要な措置をとることを勧告できることとします。

⑤大垣市景観遺産等

現行の条例に規定されている、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等を都市景観重要建築物として指定する制度を拡充し、指定対象を樹木や風景等にも広げ、後世に残すべき景観を有するものを大垣市景観遺産として指定し、積極的な保全・活用を図る規定を設けます。

⑥景観重要建造物・景観重要樹木

大垣市景観遺産に指定された建造物や樹木の中で、より積極的な保全が求

められるものを、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、現状変更の規制を活用しながら、適切な保全を行う規定を設けます。

#### ⑦大垣市景観遺産審議会

市の附属機関として、市長の諮問に応じ、大垣市景観遺産の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を市長に建議する、大垣市景観遺産審議会を設置する規定を設けます。

#### ⑧景観整備機構

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO法人について、景観整備機構として指定することで、良好な景観形成を担う主体として位置付ける規定を設けます。

※現行の条例との比較については、別紙「大垣市都市景観条例改正（素案）新旧対照表」をご覧ください。

## 大垣市都市景観条例（平成9年9月25日大垣市条例第23号）改正（素案）新旧対照表

改正素案	現行
<p style="text-align: center;"><u>大垣市景観条例</u></p> <p>大垣市都市景観条例（平成9年条例第23号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 <u>総則（第1条—第6条）</u></p> <p>第2章 <u>景観計画等</u></p> <p>    第1節 景観計画（第7条—第11条）</p> <p>    第2節 景観形成重点地域等（第12条—第16条）</p> <p>第3章 <u>景観法に基づく行為の届出等（第17条—第23条）</u></p> <p>第4章 <u>大垣市景観遺産等</u></p> <p>    第1節 大垣市景観遺産（第24条—第28条）</p> <p>    第2節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第29条—第35条）</p> <p>第5章 <u>景観形成市民団体（第36条）</u></p> <p>第6章 <u>大垣市景観アドバイザー（第37条）</u></p> <p>第7章 <u>大垣市景観遺産審議会（第38条—第39</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>大垣市都市景観条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 <u>総則（第1条—第8条）</u></p> <p>第2章 <u>都市景観形成重点地域（第9条—第16条）</u></p> <p>第3章 <u>大規模建築物等（第17条・第18条）</u></p> <p>第4章 <u>都市景観形成重要建築物等（第19条—第21条）</u></p> <p>第5章 <u>都市景観形成市民団体及び都市景観市民協定（第22条—第24条）</u></p>

条)

第 8 章 景観整備機構(第 4 0 条・第 4 1 条)

第 9 章 助成(第 4 2 条)

第 1 0 章 雑則(第 4 3 条)

私たちのまち大垣は、伊吹山や養老山地、鈴鹿山脈の雄大な山並みを望み、揖斐川、長良川をはじめ多くの河川に囲まれ、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を背景にして、人々の日々の暮らしの中から固有の歴史と文化を育んできた。そして、水害や戦災など幾多の試練を乗り越えて、今日の発展を築き上げた先人の努力により、大垣らしいまちの景観が形づくられている。

私たち市民は、これらのことを深く認識するとともに、大垣のまちをさらに美しく、魅力あふれる、快適で住みよいまちとして、次代の市民に引き継いでいかなければならない。

ここに私たち市民は、この景観が市民の共有財産であることを認識し、ともに力を合わせて、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、大垣のまちを、市民ひとりひとりにとって愛着と誇りのあるものとすることを決意し、この条例を制定する。

第 6 章 表彰及び助成(第 2 5 条・第 2 6 条)

第 7 章 雑則(第 2 7 条)

私たちのまち大垣は、伊吹山や養老山地の雄大な山並みを望み、揖斐川をはじめ多くの河川に囲まれ、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を背景にして、人々の日々の暮らしの中から輪中など固有の歴史と文化を育んできた。そして、水害や戦災など幾多の試練を乗り越えて、今日の発展を築き上げた先人の努力により、大垣らしいまちの景観が形づくられている。

私たち市民は、これらのことを深く認識するとともに、大垣のまちをさらに美しく、魅力あふれる、快適で住みよいまちとして、次代の市民に引き継いでいかなければならない。

ここに私たち市民は、この景観が市民の共有財産であることを認識し、ともに力を合わせて、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、大垣のまちを、市民ひとりひとりにとって愛着と誇りのあるものとすることを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行その他景観の形成に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、市民参加による大垣らしいまちの景観の形成を推進し、もって快適で住みよいまちにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 大垣らしいまちの景観の保全、育成、創造及び整序(景観を阻害するものを取り除くことをいう。)をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物(建築物及び広告物を除く。)のうち、規則で定めるものをいう。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な都市景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、景観要素の整序を図り、美しく魅力的で調和のとれたまちづくりを全市民の参加のもとに推進し、快適で住みよいまちにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 大垣らしいまちの景観の保全、育成、創造及び整序(都市景観を阻害するものを取り除くことをいう。)をいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物(建築物及び広告物を除く。)のうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。

2 前項のほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、市民及び事業者に対し、景観に関する知識の普及及び啓発を図り、市民及び事業者が主体的に景観の形成に寄与することができるようにしなければならない。

4 市長は、公共施設の整備等を行う場合には、第7条に規定する景観計画との整合性を図るとともに、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(削除)

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民その他の関係者(以下「市民等」という。)の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市長は、市民等に対し、都市景観に関する知識の普及及び啓発を図り、市民等が主体的に都市景観の形成に寄与することができるようにしなければならない。

4 市長は、公共施設の整備等を行う場合には、次条に定める都市景観基本計画との整合性を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(都市景観基本計画の策定)

第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした大垣市都市景観基本計画(以下「都市景観基本計画」という。)を策定するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、景観の形成に関する市の施策に協力し、建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の新築等、屋外広告物の表示、土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積及び木竹の伐採等の行為をしようとするときは、景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

(削除)

2 市長は、都市景観基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ大垣市都市景観審議会設置条例（平成7年条例第25号）に基づく審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、都市景観基本計画を策定し、又は変更したときは、その旨及び内容を告示するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが都市景観の形成の主体であることを認識し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民等は、都市景観の形成に関する市の施策に協力し、建築物及び工作物の新築等又は広告物の表示等の行為をしようとするときは、都市景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

(都市景観阻害物件の所有者等に対する協力要請)

(国、県等に対する協力要請)

第5条 市長は、景観の形成に関して必要があると認めるときは、国又は地方公共団体若しくはこれらが設立した団体に対して協力を要請するものとする。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第6条 市長、市民及び事業者は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 景観計画等

### 第1節 景観計画

(景観計画)

第6条 市長は、都市景観の形成を著しく阻害すると認める建築物、工作物、広告物等(以下「建築物等」という。)があるときは、その所有者、権原に基づく占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、都市景観の形成に関する必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

2. 市長は、前項の規定により協力を要請する場合において必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(国、県等に対する協力要請)

第7条 市長は、都市景観の形成に関して必要があると認めるときは、国又は地方公共団体若しくはこれらが設立した団体に対して協力を要請するものとする。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第8条 市長及び市民等は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

第7条 市長は、市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項の規定に基づき景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 法第8条第2項各号に掲げる事項のうち必要なもの

(2) 第12条第1項に規定する景観形成重点地域及び第13条第1項に規定する景観形成モデル地域に関する事項

(3) 第24条第1項に規定する大垣市景観遺産に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

3 景観形成重点地域及び景観形成モデル地域における法第8条第2項第2号の方針及び同項第3号の行為の制限に関する事項は、それぞれの地域ごとに定めるものとする。

(策定の手続)

第8条 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条第2項の規定に基づき、あらかじめ、大垣市都市計画景観審議会設置条例(平成12年条例第4号)に基づく大垣市都市計画景観審議会(以

下「計画景観審議会」という。)の意見を聴かなければ  
ならない。

(計画提案をすることができる団体)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な  
景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団  
体として、規則で定める団体とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の計画景観審議会へ  
の付議)

第10条 市長は、法第12条の規定により計画提案を踏  
まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合に  
おいて、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計  
画の素案の内容の一部を実現することとなるものであ  
るときは、計画景観審議会に対し、当該計画提案に係る  
景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合に  
とるべき措置)

第11条 市長は、法第12条の規定により同条の判断を  
した結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更  
をする必要がないと決定したときは、あらかじめ、計画  
景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提

出してその意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨及びその理由を当該計画提案をした者に通知しなければならない。

## 第2節 景観形成重点地域等

(景観形成重点地域の指定)

第12条 市長は、景観計画区域内において大垣らしいまちの景観を形成している地域及びまちの景観を計画的に形成していく必要がある地域を、特に良好な景観の形成を図る必要がある地域として景観形成重点地域に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観形成重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、計画景観審議会、当該地域の住民及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、景観形成重点地域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその地域その他必要な事項を告示するものとする。

- 4 前2項の規定は、景観形成重点地域の指定を変更する場合について準用する。

(景観形成モデル地域の指定)

## 第2章 都市景観形成重点地域

(都市景観形成重点地域の指定)

第9条 市長は、大垣らしいまちの景観を形成している地域及びまちの景観を計画的に形成していく必要がある地域を、都市景観形成重点地域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により都市景観形成重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会、当該地域の住民及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、都市景観形成重点地域を指定しようとするとき又は指定したときは、規則で定めるところにより、その旨及びその区域その他必要な事項を告示するものとする。

- 4 前2項の規定は、都市景観形成重点地域を変更する場合について準用する。

第13条 市長は、景観計画区域内において大垣らしいま  
ちの景観を形成している地域及びまちの景観を計画的  
に形成していく必要がある地域(景観形成重点地域を除  
き、0.5ヘクタール以上のものに限る。)で、法第1  
1条第1項に規定する土地所有者等又は同条第2項に  
規定する団体から提案のあった地域を、特に良好な景観  
の形成を図る必要がある地域として景観形成モデル地  
域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観形成モデル地域を指  
定しようとするときは、あらかじめ計画景観審議会の  
意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観形成モデル地域を指定したときは、規  
則で定めるところにより、その旨及びその地域その他  
必要な事項を告示するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成モデル地域の指定を変更  
する場合について準用する。

(景観形成モデル地域協議会)

第14条 市長は、前条第1項の規定による提案(以下「指  
定提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該  
指定提案に係る地域を景観形成モデル地域に指定する  
必要があるかどうかを判断し、指定する必要があると認  
めるときは、当該地域の景観形成モデル地域指定の素案

の作成に関し協議するため、景観形成モデル地域協議会を設置するものとする。

2 景観形成モデル地域協議会は、指定提案を行った土地所有者等又は団体、第37条に規定する大垣市景観アドバイザー等で構成するものとする。

3 景観形成モデル地域協議会は、次に掲げる事項の協議を行い、景観形成モデル地域の指定の素案(以下「指定素案」という。)を作成し、当該指定素案を市長に提出するものとする。

(1) 景観形成モデル地域における良好な景観の形成に関する方針

(2) 景観形成モデル地域における行為の制限に関する事項

(3) その他景観形成モデル地域における景観の形成に必要な事項

4 指定素案の内容は、次に掲げる事項に適合しなければならない。

(1) 景観計画との整合及び関係法令による基準への適合が図られているものであること。

(2) 当該指定素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意

した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権(法第11条第1項の借地権をいう。以下この号において同じ。)の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ていること。

5 指定素案の提出は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 市長は、景観形成モデル地域協議会から指定素案が提出されたときは、当該指定素案を踏まえて景観計画の変更をする必要があるかどうかを判断し、景観計画の変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(指定素案を踏まえた景観計画の案の計画景観審議会への付議)

第15条 市長は、前条第5項の規定により、指定素案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該指定素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、計画景観審議会に対し、当該指定素案を提出しなければならない。

(指定提案を踏まえた景観形成モデル地域指定をしない場合にとるべき措置)

第16条 市長は、第14条第5項の規定により同項の判断をした結果、指定素案を踏まえて景観形成モデル地域指定をする必要がないと決定したときは、あらかじめ、計画景観審議会に当該指定素案を提出してその意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨及びその理由を当該指定提案をした者に通知しなければならない。

(削除)

(地域景観形成計画の策定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により都市景観形成重点地域を指定したときは、都市景観基本計画の趣旨に基づき、当該地域ごとに地域景観形成計画を策定するものとする。

2 地域景観形成計画は、当該地域における基本目標、形成方針その他当該地域の都市景観の形成に関し必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、地域景観形成計画を策定しようとするときは、あらかじめ当該地域の住民及び利害関係者の意見を聴くものとする。

4 市長は、地域景観形成計画を策定しようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(削除)

5 市長は、地域景観形成計画を変更することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

6 市長は、地域景観形成計画を策定し、又は変更したときは、その旨及び内容を告示するものとする。

(地域景観形成基準の設定)

第11条 市長は、前条の規定により地域景観形成計画を策定したときは、当該地域における都市景観の形成のための基準(以下「地域景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 地域景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要と認めるものについて定めるものとする。

(1) 建築物の規模、位置、形態、意匠及び色彩に関する事項

(2) 工作物の規模、位置、数量、意匠及び色彩に関する事項

(3) 広告物の規模、位置、数量、意匠及び色彩に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

3 市長は、地域景観形成基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(削除)

4 市長は、地域景観形成基準を定め、又は変更したときは、その旨及び内容を告示するものとする。

(行為の届出)

第12条 都市景観形成重点地域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更で規則で定めるもの

(2) 広告物の表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の色彩の変更

(3) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める行為

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。この場合において、第2号に掲げる行為をしようとする者は、前項の例により、その内容を市長に通知しなければならない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる者が行う事業に係る行為

<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 通常の管理行為その他規則で定める行為</u></p> <p><u>(地域景観形成基準の遵守)</u></p> <p><u>第 1 3 条 都市景観形成重点地域内において、前条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為の内容が当該重点地域の地域景観形成基準に適合するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(地域景観形成基準に基づく助言及び指導)</u></p> <p><u>第 1 4 条 市長は、第 1 2 条第 1 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該地域の地域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該地域景観形成基準に適合するよう必要な措置を講ずべきことを、規則で定める期間内に助言し、又は指導するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、審議会の意見を聴くことができる。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(既存の建築物等に係る助言及び指導)</u></p> <p><u>第 1 5 条 市長は、都市景観形成重点地域内における既存の建築物等について、当該地域における都市景観の形成上必要があると認めるときは、その所有者等に対し必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導する</u></p>

(削除)

第3章 景観法に基づく行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出)

第17条 法第16条第1項の届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

ことができる。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、審議会の意見を聴くことができる。

(空地に係る助言及び指導)

第16条 市長は、都市景観形成重点地域内において、空地が当該地域の景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者等に対し、都市景観の形成に配慮した空地の管理又は利用を図るよう助言し、又は指導するものとする。

(景観計画区域内における行為の届出に添付する図書)

第18条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、当該届出に係る建築物等の完成予想図その他の規則で定める図書とする。

(景観計画区域内における届出を要する行為)

第19条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (3) 木竹の伐採

(景観計画区域内における届出の適用除外)

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる景観計画区域の区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為
- (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為(法第16条第7項第1号に

規定する行為を除く。)であって、規則で定めるもの

- 2 景観形成モデル地域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、当該届出に係る行為について、景観計画の趣旨に照らし良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、第37条に規定する大垣市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告の手続)

第22条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、計画景観審議会又は第37条に規定する大垣市景観

アドバイザーの意見を聴くことができる。

(景観計画への適合)

第23条 法第16条第1項各号又は第19条に規定する行為をしようとする者は、当該行為について、景観計画に適合するよう努めなければならない。

(削除)

(削除)

### 第3章 大規模建築物等

(大規模建築物等の新築等の届出)

第17条 都市景観形成重点地域の区域外において、都市景観の形成に大きな影響を与えるものとして市長が別に定める大規模な建築物等(以下「大規模建築物等」という。)の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更で規則で定めるものを行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

2 第12条第2項の規定は、大規模建築物等の新築等の届出について準用する。

(大規模建築物等に係る助言及び指導)

第18条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市景観基本

第4章 大垣市景観遺産等

第1節 大垣市景観遺産

(大垣市景観遺産の指定)

第24条 市長は、次に掲げる建造物等を、後世に伝承すべき景観を有する建造物等として、大垣市景観遺産（以下「景観遺産」という。）として指定することができる。

- (1) 明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの
- (2) 宿場町の風情を醸し出す建造物等、大垣の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物
- (3) 優れたデザインにより建造物としての価値が高いもの
- (4) その他地域の良好な景観の形成に貢献している建造物等

2 市長は、前項の規定により景観遺産の指定をしようとするときは、あらかじめ第38条に規定する大垣市

計画の趣旨に照らし適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、優れた都市景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを、規則で定める期間内に助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、審議会の意見を聴くことができる。

第4章 都市景観形成重要建築物等

(都市景観形成重要建築物等の指定)

第19条 市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等を、都市景観形成重要建築物等として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により都市景観形成重要建築物等の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の

景観遺産審議会の意見を聴くとともに、その所有者、権原に基づく占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、景観遺産を指定したときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による告示をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

5 市長は、景観遺産が次のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。

(1) 滅失等により景観の形成上の価値を失ったとき。

(2) 解除について公益上の理由その他特別の理由があるとき。

6 市長は、前項のほか、景観遺産が法第19条第1項に規定する景観重要建造物、同条第3項に規定する建造物、法第28条第1項に規定する景観重要樹木又は同条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときは、景観遺産の指定を解除するものとする。

7 第2項(所有者等の同意を除く)及び第3項の規定

意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、都市景観形成重要建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、都市景観形成重要建築物等が次のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。

(1) 滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

5 第3項の規定は、都市景観形成重要建築物等の指定

は、景観遺産の指定を解除する場合について準用する。

(景観遺産の所有者等の管理義務)

第25条 景観遺産の所有者等は、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努めなければならない。

(現状変更行為等の届出)

第26条 景観遺産の所有者等は、当該景観遺産の現状を変更し、又は所有権その他の権原を移転しようとするときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及びその他市長が認める行為については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(景観遺産に係る助言及び指導)

第27条 市長は、前条第1項の規定による届出があった

を解除した場合について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第20条 都市景観形成重要建築物等の所有者等は、当該重要建築物等の現状を変更し、又は所有権その他の権原を移転しようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

(都市景観形成重要建築物等に係る助言及び指導)

第21条 市長は、前条の規定による届出があった場合

場合において、その届出に係る行為により当該景観遺産の景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、大垣市景観遺産審議会の意見を聴くことができる。

(台帳)

第28条 市長は、景観遺産に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第2節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第29条 市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項の規定によるほか、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

において、当該届出に係る行為により当該重要建築物等の都市景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、優れた都市景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第30条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定の手続)

第31条 市長は、景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第28条第2項の規定によるほか、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第32条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝せんと定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第33条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令及び勧告の手続)

第34条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定の解除の手続)

第35条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

第 5 章 景観形成市民団体

第 3 6 条 市長は、一定の地域において良好な景観の形成に寄与することを目的として設立された団体で規則で定める要件を満たすものを、景観形成市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成市民団体が、規則で定める要件に該当しなくなったとき又は景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(削除)

(削除)

第 5 章 都市景観形成市民団体及び都市景観市民協定

(都市景観形成市民団体の認定等)

第 2 2 条 市長は、一定の地域において都市景観の形成に寄与することを目的として設立された団体で規則で定める要件を満たすものを、都市景観形成市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、都市景観形成市民団体が、規則で定める要件のいずれかに該当しなくなったと認めるとき又は都市景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(都市景観市民協定の締結)

第 2 3 条 一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者等は、その区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、都市景観市民協定を締結することができる。

(都市景観市民協定の認定)

第 2 4 条 市長は、都市景観市民協定が都市景観の形成

に寄与するものであり、かつ、規則で定める要件を満たしていると認めるときは、当該都市景観市民協定を認定することができる。

2 都市景観市民協定を締結した者の代表者は、前項の規定による認定を受けようとするときは、都市景観市民協定書(以下「協定書」という。)を作成するとともに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨及び協定書の写しを告示するものとする。

4 都市景観市民協定を締結した者の代表者は、当該都市景観市民協定を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項の規定による認定をした都市景観市民協定について、前項の規定により廃止の届出があったとき又はその内容若しくは運用が都市景観の形成上適当でなくなつたと認めるときは、当該都市景観市民協定の認定を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

## 第6章 大垣市景観アドバイザー

第37条 市長は、市の良好な景観の形成の推進を図るた

め必要な事項を調査し、景観に関する市民活動や建築物等の景観の形成に係る基準への適合等について、専門的見地から助言、指導等を行う大垣市景観アドバイザーを設置することができる。

2 大垣市景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 大垣市景観遺産審議会

### (設置)

第38条 市長の諮問に応じ景観遺産の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を市長に建議するため、大垣市景観遺産審議会（以下「景観遺産審議会」という。）を置く。

### (組織)

第39条 景観遺産審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、地域を代表する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第8章 景観整備機構

(指定の基準)

第40条 市長は、法第92条第1項の規定による申請をする者(以下「申請者」という。)が本市の景観行政の推進に資する法人であって、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、景観整備機構として指定することができる。

(1) 法第93条第1号又は第6号に掲げる業務を行うに当たって、必要な人員の配置、資料の収集及び整理その他当該業務を適正に遂行するために必要な措置がとられていると認められること。

(2) 法第93条第2号に掲げる業務を行うに当たって、当該業務を適正に遂行するために必要な建造物又は樹木を管理する能力があると認められること。

(3) 法第93条第3号又は第4号に掲げる業務を行うに当たって、資力、公共施設の整備及び管理の能力その他当該業務を適正に遂行するために必要な能力を有すると認められること。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定の手続)

第41条 市長は、前条の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、計画景観審議会の意見を聴くもの

とする。

第 9 章 助成  
(削除)

第 4 2 条 市長は、必要があると認めるときは、良好な景観の形成の推進に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において補助金の交付等の財政的な援助をすることができる。

第 1 0 章 雑則  
(委任)

第 4 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 章 表彰及び助成

(表彰)

第 2 5 条 市長は、都市景観の形成に著しく貢献していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰する者のほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により表彰を行う場合において、審議会の意見を聴くことができる。

(都市景観の形成に係る助成)

第 2 6 条 市長は、都市景観の形成を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において補助金の交付等の財政的な援助をすることができる。

第 7 章 雑則

(委任)

第 2 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第20条関係）

景観形成重点  
地域又は景観  
形成モデル地  
域以外の景観  
計画区域

高さが15メートル以下、かつ、延床面積が1,500平方メートルを超えない建築物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの。

高さが15メートル以下の工作物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの。

第19条第1号に規定する行為で、次に掲げるもの

- (1) 変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えないもの
- (2) 変更に伴い生ずるのり面又はよう壁の高さが5メートル以下、又は長さが10メートルを超えない

	もの	
	第19条第2号に規定する行為で、堆積に係る面積が500平方メートルを超えないもの	
	第19条第3号に規定する行為で、行為に係る面積が3,000平方メートルを超えないもの	
景観形成重点地域	延床面積が10平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの	
	工作物の外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの	
	<p>第19条第1号に規定する行為で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えないもの</p> <p>(2) 変更に伴い生じるのり面又はよう壁の高さが3メートル以下、又は長さが10メートルを超えないもの</p>	

	第19条第2号に規定する行為で、堆積に係る面積が300平方メートルを超えないもの	
	第19条第3号に規定する行為で、行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの	